

判例第 23/2018/AL 号

保険契約者が保険企業の過失のため保険料を支払わなかった場合における生命保険契約の効力 について

2018 年 10 月 17 日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2018 年 11 月 6 日付決定第 269/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源

原告であるファンティ T 及び被告である P 生命保険有限責任会社の間で、関連する権利義務を有する者はヴァーティミン N である「保険契約紛争」の事件に関するホーチミン市人民裁判所の 2009 年 3 月 31 日付第二審決定第 538/2009/DS-PT 号

判例の内容の位置

「裁判所の認定」の第 4、7、8 段落

判例の内容の概要

-判例の事実

生命保険の申請書類は、保険契約者が保険料の徴収方法として自宅での徴収を選択したことを示している。保険料納付期限が到来した時及び保険料納付期限の延長期間において、保険経営職員は、保険契約者の保険料を徴収に来なかった。

-法的解決策

この場合、保険料の未払いにつき保険契約者に過失がないと認定しなければならない。生命保険契約は、保険契約者が合意した期限内に保険料を納付しないことにより、効力が失わない。

判例に関する法令の規定

2010 年に修正・補充された 2000 年保険経営法第 23 条

判例のキーワード

「生命保険契約」、「生命保険契約の効力」、「保険料の納付期限」、「保険料の納付期限の延長」

事件の内容

原告であるファンティ T は、次のとおり述べた。T の夫であるチャンヒュー L は、P 生命保険有限責任会社の保険に加入している。T の夫は、事故で死亡した。契約に従い、T は保険料の受取人である。T は、被告に対し、保険料が 3 億ドン及び 2005 年 8 月から現時点までの基本利率で計算する利息が 1 億 2600 万ドン、合計で 4 億 2600 万ドンの支払いを請求した。

被告である P 生命保険有限責任会社は、委任代表者であるグイェンコック T を通じて次のとおり述べた。L は、2005 年 6 月 24 日に第二回目の保険料を支払わなければならず、2 ヶ月延長されたにもかかわらず支払わなかった。L は、2005 年 8 月 27 日に死亡し、その時点では、保険契約が失効した時から 3 日間経過した。そのため、被告は、原告の請求に応じて保険金の支払いを認諾しない。

関連する権利義務を有する者であるヴァーティミン N は、次のとおり述べた。N は、被告の代理であり、L に対し保険を販売した。N は、L に対し、保険料納付期限が到来した時、N が L の自宅へ保険料を徴収に行くと言った。しかし、保険料納付期限が到来した時、N は、政治学習を受けに行ったため、保険料を徴収に行けなかった。保険料の未払いは、客観的理由のためであり、被告が原告に保険金を支払うことを請求する。

2008 年 8 月 21 日付第一審民事判決第 38/2008/DS-ST 号において、ホーチミン市 1 群人民裁判所は、次のことを決定した。

1 保険金及びその支払い遅滞のための利息を 4 億 2600 万ドン支払うような P 生命保険有限責任会社に対するファンティ T の請求を認容しない。

2 訴訟費用について：ファンティ T は、第一審の訴訟費用を 789 万ドン負担しなければならないが、2006 年 6 月 9 日付ホーチミン市民事判決執行局の領収書第 2158 号により納付した 600 万ドンの訴訟費用の前金がそれに差し引かれる。T は、追加に 189 万ドンを納付しなければならない。

また、第一審判決は、当事者の控訴件について決定した。

ファンティ T は 2008 年 9 月 1 日に、控訴した。

第二審判決で、

原告が訴訟提起の請求及び控訴の請求を取り下げた。

紛争の解決につき、当事者が合意をすることができなかった。

T は、審理合議体に対し、P 生命保険有限責任会社が保険金及びその支払い遅滞のための利息を合計で 4 億 2600 万ドン支払うような控訴請求を述べた。その理由は、自己が保険料を納付しなかったのではなく、会社の職員が保険料を徴収に来なかったからである。T の適法な権利利益の保護弁護士は、審理合議体に対し T の請求を認容することを要求した。

P 生命保険有限責任会社の代表者であるグイェンコック T 及び適法な権利利益の保護弁護士は、審理合議体に対し、第一審判決を維持することを請求した。

裁判所の認定

【1】事件の書類における資料を検討し、公判で証拠を審査した以上、公判の弁論の結果に基づき、審理合議体は、次のことを認定した。

【2】形式について：ファンティ T の控訴状は、法令に定める期限内に提出され、適法である。

【3】内容について

【4】生命保険申込書類（15-17 頁）によれば、P 生命保険有限責任会社が保険料を徴収する場所は、ベンチャー省 G 県 B 村 3 区第 231 号の L の自宅である。このことは、P 生命保険有限責任会社の保険販売及び保険料徴収代理である N の陳述に合致している。

【5】L が期限内に保険料を納付しなかったのは、会社が保険料を徴収に来る職員を派遣しなかったためであるという T の控訴請求を検討した上、それは上記の証拠の下で根拠があるものである。

【6】B 村の警察の確認書によると、L は、2005 年 8 月 27 日に、不注意に転倒し頭を殴り、致命的な外傷性脳損傷を受けたため、死亡した。

【7】検討した以上、L は 3 億ドンの保険料率で、生命保険申込書の形により保険契約を締結した。L が上記の分析のように 2 回目の保険料を支払っていないという事実は、L の過失のためではない。そのため、L の事故による死亡に応じて保険金を支払うような T の P 生命保険有限責任会社に対する控訴請求は、認容するための根拠があるものである。

【8】検討した以上、L が最終の納付期限である 2005 年 8 月 24 日までに保険料を納付していないため、死亡した 2005 年 8 月 27 日の時点では、L の保険契約が失効になったという P 生命保険有限責任会社の代表者の主張は、根拠のないものである。なぜかという、上記の分析のように、L が保険料を納付しなかったのは、会社の職員が保険料を徴収に来なかったためである。自宅での保険料の徴収については、顧客が知っておくべきというブック第 5 頁で、四半期、6 か月、年次の保険料の徴収又は同じ住所に 2 つ以上の契約がある場合からなると明記されている。それは、L が自己、T 及び H のために P 生命保険有限責任会社と 3 つの保険契約を締結した本件に該当する。そのため、審理合議体は、P 生命保険有限責任会社の代表者及び P 生命保険有限責任会社の適法権利利益を保護する弁護士のを要請を認容しない。

【9】2005 年 8 月 27 日から裁判所の審理日までの支払い遅滞の利息を支払うような T の P 生命保険有限責任会社に対する請求は、根拠のないものである。なぜかという P 生命保険有限責任会社が L に発行した保険証明書において、利息に関する条項がないからである。審理合議体は、この T の請求を認容しない。

【10】審理合議体は、T の控訴請求の一部を認容し、第一審判決を修正する。P 生命保険有限責任会社に対し、L が事故により死亡したことにつき、保険契約に従って 3 億ドンの保険金を受取人である T に支払うことを命ずる

【11】第一審の民事訴訟費用につき、T 及び P 生命保険有限責任会社は、政令第 70/CP 号第 7 条第 2 項の定めるところにより、負担する。具体的に、T は、請求したが認容されなかった利息の金額に応じて 604 万ドンの訴訟費用を負担する。P 生命保険有限責任会社は、T に支払うべき金額に応じて、訴訟費用を 1200 万ドン負担する。

【12】第一審判決を修正するため、T は、民事訴訟法第 132 条第 2 項の定めるところにより第二審の民事訴訟費用を負担する必要がある。

上記を踏まえて、

決定

民事訴訟法第 275 条第 2 項を適用する。

決定：

- ファンティ T の控訴請求の一部を認容する。

- ホーチミン市 1 群人民裁判所の 2008 年 8 月 21 日付第一審判決第 38/2008/DS-ST 号を修正する。

1 ファンティ T の請求の一部を認容する。

- P 生命保険有限責任会社が、判決が有効になった時点で直ちにファンティ T に対し 3 億ドンの保険金を支払うことを命ずる。

- 原告が判決執行申請書を提出した時から、被告が上記のことを執行しない場合、判決を執行しない期間に応じて、国家銀行が定めた基本利率に基づき、利息を支払わなければならない。

2 第一審の民事訴訟費用について：ファンティ T は、604 万ドンの訴訟費用を負担するが、2006 年 6 月 9 日付ホーチミン市民事判決執行局の領収書第 002158 号により納付した 600 万ドンの訴訟費用の前金をそれに差し引かれる。T は、追加に 4 万ドンを納付しなければならない。

P 生命保険有限責任会社は、1200 万ドンの訴訟費用を納付しなければならない。

3 第二審の民事訴訟費用につき、T は納付する必要がある。T に対し、2008 年 9 月 9 日付ホーチミン市 1 群民事判決執行局の領収書第 004852 号により納付した 5 万ドンの訴訟費用の前金を返還する。

第二審判決は、判決の言渡日から有効である。

判例の内容

「【4】生命保険申込書類（15-17 頁）によれば、P 生命保険有限責任会社が保険料を徴収する場所は、ベンチュー省 G 県 B 村 3 区第 231 号の L の自宅である。このことは、P 生命保険有限責任会社の保険販売及び保険料徴収代理である N の陳述に合致している。

【7】検討した以上、L は 3 億ドンの保険料率で、生命保険申込書の形により保険契約を締結した。L が上記の分析のように 2 回目の保険料を支払っていないという事実は、L の過失のためではない。そのため、L の事故による死亡に応じて保険金を支払うような T の P 生命保険有限責任会社に対する控訴請求は、認容するための根拠があるものである。

【8】検討した以上、L が最終の納付期限である 2005 年 8 月 24 日までに保険料を納付していないため、死亡した 2005 年 8 月 27 日の時点では、L の保険契約が失効になったという P 生命保険有限責任会社の代表者の主張は、根拠のないものである。なぜかという、上記の分析のように、L が保険料を納付しなかったのは、会社の職員が保険料を徴収に来なかったためである。自宅での保険料の徴収については、顧客が知っておくべきというブック第 5 頁で、四半期、6 か月、年次の保険料の徴収又は同じ住所に 2 つ以上の契約がある場合からなると明記されている。それは、L が自己、T 及び H のために P 生命保険有限責任会社と 3 つの保険契約を締結した本件に該当する。そのため、審理合議体は、P 生命保険有限責任会社の代表者及び P 生命保険有限責任会社の適法権利利益を保護する弁護士の要請を認容しない。」